

公益社団法人宇佐市シルバー人材センター 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益社団法人宇佐市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づきセンター役員等の報酬等及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当核各号に定めるところとする。

- (1) 役員等 定款第22条に基づき置かれる理事及び監事、定款第51条に規定する委員会委員、センターの規程等で定める地域班長、安全委員会委員、会報委員会委員、その他理事長が会議等への出席を特に要請した者。
- (2) 常勤役員 この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 報酬等 認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用 職務の遂行に当たって、必要となる経費をいう。

(報 酬)

第3条 報酬は常勤の理事長のみに支給し、その額は別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を経て決定するものとする。

- 2 役員等には、その名称の如何を問わず賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 報酬の支給は、毎月末に現金で支給する。月末が、休日等の時はその前日とする。
- 4 常勤役員のうち、事務局長を兼ねる者には役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 費用弁償の額は、予算の範囲内において、別表2のとおりに支給する。

- 2 役員等が業務上の必要により市外出張をする場合は、別に定める旅費支給規程による。

(公 表)

第5条 この規程は認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として、第20条第2項の規程により公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

別表1

理事長報酬
月 額
50,000円

別表2

費用弁償	
費用弁償額	交通費
1会議 3,000円	キロあたり 40円

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は平成25年4月1日から施行する。